

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43歳 9月	334,663円	419,927円
技能労務職	52歳 5月	310,648円	355,888円

② 職員の初任給の状況

区分		西尾市	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円
	高校卒	140,100円	149,800円
技能労務職	22歳採用	165,800円	178,500円
	18歳採用	152,600円	165,800円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,100円	300,800円	331,200円
	高校卒	207,000円	260,100円	304,200円
技能労務職		212,300円	241,700円	279,200円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	主事、技師			主査	主任主査	課長補佐	課長	部次長	部長	
職員数	23人	63人	173人	154人	86人	70人	51人	15人	10人	645人
構成比	3.6%	9.8%	26.8%	23.9%	13.3%	10.9%	7.9%	2.3%	1.5%	100%

(注)
1. 条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員手当の状況

主な手当の名称	手当の内容	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度)
期末手当・勤勉手当	年間支給割合(一般職員) 期末手当2.6月分、勤勉手当1.35月分	1,385千円
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の6.5%	272千円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な特殊勤務に従事する職員に支給(診療手当、夜間看護手当、医師に対する研究手当など)	545千円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給	254千円
扶養手当	扶養親族である配偶者 月13,000円 配偶者以外の扶養親族 月6,500円など	235千円
住居手当	持家・世帯主 月2,000円 借家・借間 家賃に応じて月3,000円から27,000円	81千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃に応じて月最高55,000円 交通機関利用者以外(片道2km未満および徒歩の通勤者を除く) 通勤距離に応じて月最高24,700円	108千円
退職手当	自己都合 勤続25年33.50月分、35年47.50月分、最高限度59.28月分	6,957千円
	勤奨定年 勤続25年41.34月分、35年59.28月分、最高限度59.28月分	24,975千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給年額は、23年度中に退職した職員に対して普通会計から支給された平均額です。

(5) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 1,007,000円
	副市長 787,000円
報酬	議長 551,000円
	副議長 511,000円
	議員 455,000円
期末手当	市長 年2.95月分(45%の加算措置あり)
	副市長 年2.95月分(45%の加算措置あり)
	議長 副議長 議員 年2.95月分(45%の加算措置あり)
退職手当	市長 勤続年数×500/100
	副市長 勤続年数×360/100

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (24年4月1日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1日7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(注) 変則勤務職場などを除く一般的な職場の状況です。

(4) 職員の分限および懲戒処分等の状況 (23年度)

- (1) 職員の分限処分の状況 休職 9人
(2) 職員の懲戒処分の状況 減給 1人

(5) 職員のサービスの状況 (23年度)

地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底するため、新規採用職員研修をはじめ各種研修などにおいて、サービス制度に係る研修を実施しました。また、随時、通知文書により服務規律の徹底を図りました。

(6) 職員の研修および勤務成績の評定の状況 (23年度)

- (1) 研修の状況
西尾市職員研修規程に基づき、基本研修、特別研修、職場研修、派遣研修を実施しました。
- (2) 勤務成績の評定の概要
新たな勤務成績評定制に基づき能力・取組姿勢評価、成果評価、特別勤務評定を実施しました。
また、西尾市職員の給与の支給に関する規則に規定する成績率を定めるための勤務評定を2回実施しました。

(7) 職員の福祉および利益の保護の状況

- (1) 共済組合負担金 (23年度)

執行額	職員数	1人当たりの負担額
2,178,645,735円	1,814人	1,201,017円

- (2) 職員互助会

市補助額	会員数	1人当たりの補助額
20,155,138円	1,741人	11,577円

- (3) 安全衛生管理体制

職員の安全の確保、健康の保持増進などの諸施策を効率的に推進するために、西尾市職員安全衛生管理規程の定めるところにより、総括安全衛生管理者(企画部長)を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

機関として西尾市職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生に関する基本的対策について、毎月、調査審議をしています。また、産業医の設置のほか、外部施設50か所に安全衛生推進者を設置し、総括安全衛生管理者の指揮のもとに安全衛生に係る業務を行っています。

西尾市における 人事行政の 運営等の状況

市民の皆さんに市職員の給与、定員などを広く理解していただくため、「人事行政の運営等の状況」を公表します。詳細な内容は、市ホームページ（市政情報・人事行政）でも閲覧できますのでご利用ください。

問合せ先 人事課人事担当（☎65・2152）

① 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

(単位：人)

種別	区分			24年4月1日採用者					23年度中退職者				
	競争試験	選考試験	計	定年	勸奨	普通	その他	計	定年	勸奨	普通	その他	計
一般 (病院医療関係以外)	35	5	40	40	22	16	1	79					
病院医療関係	14	3	17	4	3	18	0	25					
計	49	8	57	44	25	34	1	104					

(2) 職員数の状況

(単位：人)

① 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			対前年増減数		
		22年	23年	24年	22年	23年	24年
一般行政部門	議会	14	8	8	-1	-6	0
	総務	221	203	187	10	-18	-16
	税務	70	64	66	0	-6	2
	民生	353	354	352	-11	1	-2
	衛生	142	135	130	-5	-7	-5
	労働	2	2	2	0	0	0
	農水	44	32	30	-3	-12	-2
	商工	14	13	14	-2	-1	1
	土木	90	87	84	-9	-3	-3
小計	950	898	873	-21	-52	-25	
特別行政部門	教育	149	147	143	-12	-2	-4
	消防	187	190	189	-2	3	-1
	小計	336	337	332	-14	1	-5
普通会計	計	1,286	1,235	1,205	-35	-51	-30
公営企業等	病院	439	447	441	5	8	-6
	水道	42	44	43	2	2	-1
	下水道	28	29	28	-6	1	-1
	交通	8	8	8	1	0	0
	その他	58	48	47	-1	-10	-1
	小計	575	576	567	1	1	-9
合計		1,861	1,811	1,772	-34	-50	-39

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。
2. 22年の職員数には、合併前の一色町、吉良町、幡豆町、西尾幡豆広域連合および幡豆郡消防組合の職員を含みます。

② 年齢別職員数構成の状況

(24年4月1日現在)

区分	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	計
職員数	88	195	172	176	206	169	146	172	234	214	1,772	

③ 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

定員適正化計画の期間としては中長期的な計画を策定することが望ましいですが、合併直後であることや定年延長などが議論されている現時点では難しい状況であるため、短期の計画として策定しました。

ア 定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成24年4月1日	平成26年4月1日	80人の減

イ 定員適正化計画の年次別進捗状況の概要 (各年度4月1日現在)

部門	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	24~26年度の 累計
		計画前年	1年目	2年目	3年目	
全体	増減		-38	-15	-27	-80
	職員数	1,376	1,338	1,323	1,296	
うち行政職給料表 (一)等の適用者	増減		-22	-10	-20	-52
	職員数	1,262	1,240	1,230	1,210	
うち行政職給料表 (二)の適用者	増減		-16	-5	-7	-28
	職員数	114	98	93	86	

(注) 1. 病院医療職および再任用（フルタイム・短時間）を除く職員数です。
2. 24年度以前は実績数値です。

② 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況

(23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度人件費比率
164,103人	52,170,206千円	2,874,692千円	10,683,423千円	20.5%	17.4%

② 職員給与費の状況

(24年度普通会計予算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,231人	4,794,355千円	1,142,763千円	1,797,774千円	7,734,892千円	6,283千円

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。 2. 給与費は、当初予算に計上された額です。

③ ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

年度	19年	20年	21年	22年	23年
指数	96.9	98.3	98.1	98.9	98.3

(注) 22年度以前の指数は、旧西尾市での指数です。

ここでひとつ

ミニ知識

Q ラスパイレス指数って何？

A ラスパイレス指数は、国家公務員の給料水準を100とした場合に、地方公務員の給料がどのくらいになるかを指数で示したもので、国家公務員との給料格差が把握できます。

Q 市職員の給与はどのように決まるの？

A 市職員の給与は、民間企業に勤めている人の賃金を基に出される人事院勧告を参考に、国やほかの地方公共団体職員の給与との均衡を考慮し、市議会の議決を経て決定されます。